

能越自動車道 負担軽減 払戻し申請書

小矢部砺波 JCT～小矢部東 IC、福岡 IC の区間の利用について、次のとおり、通行料金の一部払戻しを申請します。

- 現金による利用の場合、料金所で受け取った領収書原本の全てを必ず添付願います。
- クレジットカードによる利用の場合、カード利用明細（写し可）を必ず添付願います。
- ETC車による利用の場合、ETC利用照会サービス（登録型）において印刷した利用明細書あるいはカード利用明細（写し可）を必ず添付願います。

申請日： 年 月 日

1 申請者情報

証明書番号

氏 名

電話番号

印

（日中、連絡が可能な電話番号をお書きください。）

2 払戻し申請月（月単位、複数月（最長で12ヵ月）可）

申請月 年 月～ 年 月

※月単位での申請です。払戻し申請月が重複する申請はできません。（既に払戻しを申請している申請月の利用実績の払戻しはできません。）

※注意※

申請月のご利用はもれなく申請願います。たとえば、令和元年6月20日～9月15日に能越道をご利用された後、9月15日に“令和元年6月～令和元年9月”にて申請された場合、9月16日～9月30日にご利用された分を後日申請されても払戻しができませんので、8月分までの申請とし“令和元年6月～令和元年8月”と記載願います。9月分は10月1日以降に再度申請をお願いします。

3 払戻し額 ※下記欄に納まらない（5行以上になる）場合は別紙に記載ください。

車種	1回当り払戻し額	利用回数（回）	払戻し額計
合計			円

※払戻しは原則、口座振込みとします。ただし、能越自動車道管理事務所において本人が持参申請する場合に限り、1,000円を上限とし、現金による払戻しを行います。なお、申請時に本人であることを確認させていただくため、「能越自動車道負担軽減証明書」または免許証等を持参願います。  
※申請内容について、電話で問い合わせすることがありますので、できるだけ申請書ならびに利用明細（領収書（原本）やカード利用明細などの利用明細書）の写しをご自分用に保存をお願いします。

※管理事務所記入欄（領収書原本やETC利用明細等を確認のうえ、払戻し額を記入）

車種	1回当り払戻し額	利用回数（回）	払戻し額計
合計			円

# 記入例

## 能越自動車道 負担軽減 払戻し申請書

申請時に必要な資料です。チェック(口にし)願います。

小矢部砺波JCT～小矢部東IC、福岡ICの区間の利用について、次のとおり、通行料金の一部払戻しを申請します。

- 現金による利用の場合、料金所で受け取った領収書原本の全てを必ず添付願います。
- クレジットカードによる利用の場合、カード利用明細(写し可)を必ず添付願います。
- ETC車による利用の場合、ETC利用照会サービス(登録型)において印刷した利用明細書あるいはカード利用明細(写し可)を必ず添付願います。

証明書に記載した発行番号(4ケタ)ならびに氏名を記載願います。

申請日：令和 元年〇月〇〇日

### 1 申請者情報

証明書番号 〇〇〇1

氏名 能越太郎

電話番号 0766-xx-xxxx

印

申請書の内容確認等のため、連絡させていただくことがありますので必ず記載願います。

(日中、連絡が可能な電話番号をお書きください。)

### 2 払戻し申請月(月単位、複数月(最長で12ヵ月)可)

申請月 令和 元年 6月～令和 元年 8月

必ず月単位での申請とし、月単位のご利用分を、もれなく申請願います。

※月単位での申請です。払戻し申請月が重複する申請はできません。(既に払戻しを申請している申請月の利用実績の払戻しはできません。)

※注意※

申請月のご利用はもれなく申請願います。たとえば、令和元年6月20日～9月15日に能越道をご利用された後、9月15日に“令和元年6月～令和元年9月”にて申請された場合、9月16日～9月30日にご利用された分を後日申請されても払戻しができませんので、8月分までの申請とし“令和元年6月～令和元年8月”と記載願います。9月分は10月1日以降に再度申請をお願いします。

### 3 払戻し額 ※下記欄に納まらない(5行以上になる)場合は別紙に記載ください。

車種	1回当り払戻し額	利用回数(回)	払戻し額計
普・ETC	70円	40	2,800円
軽・現金	60円	30	1,800円
合計			4,600円

※払戻しは原則、口座振込みとします。ただし、能越自動車道管理事務所において本人が持参申請する場合に限り、1,000円を上限とし、現金による払戻しを行います。なお、申請時に本人であることを確認させていただくため、「能越自動車道負担軽減証明書」または免許証等を持参願います。※申請内容について、電話で問い合わせすることがありますので、できるだけ申請書ならびに利用明細(領収書(原本)やカード利用明細などの利用明細書)の写しをご自分用に保存をお願いします。

※管理事務所記入欄(領収書原本やETC利用明細等を確認のうえ、払戻し額を記入)

車種	1回当り払戻し額	利用回数(回)	払戻し額計
合計			円

記載不要です。



【参考】払戻し額を記載する際にご利用ください。なお、本資料は申請には不要です。

◇通行料金の払戻し額

[単位：円（税込）／台]

		軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車
料金(令和元年10月～)		280	350	430	590	980
払戻し額	現金 クレジットカード	50	60	70	100	160
	ETC車	60	70	80	120	190